

平成 29 年度 土木工事積算要領及び資料の新旧対照表（平成 30 年 2 月 21 日以降告示案件より適用）

平成 29 年 10 月基準（現行）	平成 29 年 10 月基準（一部改定）	備 考
<p style="text-align: center;">第 13 章 工期設定</p> <p>① 工期設定</p> <p>1 工期の設定について</p> <p>1) 工事を円滑かつ能率的に、また最も経済的に施工するために、適切な工期を算定することは重要な設計条件である。土木工事は、そのほとんどが屋外作業であるから、特に水文気象条件に著しく影響されることが多く、工事の内容もいろいろな工種が総合して築造されるので、個々の工種の作業量及び相互の工程の組み合わせ、材料、労力、建設機械等について、総合的に「むり、むら・むだ」のない適正な工期を算定しなければならない。</p> <p>2) 工期の算定に際して予め、水文気象表と作業可能日数算定等の整備をしておくこと。 水文気象資料による日降雨量（例えば 5 mm 以上は作業不可能日とする）、積雪日（例えば積雪 10 cm 以上は作業不可能日とする）、暴風日数、気温、特に河川工事等においては潮位、出水による作業不可能日等について調査し、年度始めに「月別稼働日数」資料を整備して、工期算定の基礎資料とする。</p> <p>3) 工期の算定 工事期間の算定は、次のとおり定める。 工事期間＝所要作業日数＋準備及び跡片付け日数＋休日等（土・日曜日、祝日、夏期・年末年始休暇）＋降雨（雪）日</p> <p>作業可能日数の推定は、工期の算定の基礎となる事項であり、対象となる作業について、次の条件を満足するよう立案すべきである。 作業可能日数 ≥ 所要作業日数 工事量 所要作業日数＝$\frac{\text{工事量}}{\text{1 日平均作業量}}$</p> <p>なお、算定にあたっては「赤本：作業日当り標準作業量」を参考にして積算する。</p> <p>2 工期の検討 工期を確定するため、次の事項について工程を検討する。</p> <p>1) 用地買収の確認</p> <p>2) 準備及び後片付けに要する日数の算定</p> <p>3) 主体工事について、日標準作業量を基にして、月別稼働日数から土日曜、祭日、段取り、機械の整備の日などを考慮して、月別標準作業量を算定し、全工事量に必要な日数を算定する。</p> <p>4) 主体工事に関連する主要工程についても、相互の施工順序を勘案して、各工事の施工に必要な日数を算定する。</p> <p>5) 主体工事及びこれに関連する主要工種の作業工程を基にして、日々の主要職種別労務者所要人数を算定する。</p>	<p style="text-align: center;">第 13 章 工期設定</p> <p>① 工期設定</p> <p>1 工期の設定について</p> <p>1) <u>はじめに</u> 工事を円滑かつ能率的に、また最も経済的に施工するために、適切な工期を算定することは重要な設計条件である。土木工事は、そのほとんどが屋外作業であるから、特に水文気象条件に著しく影響されることが多く、工事の内容もいろいろな工種が総合して築造されるので、個々の工種の作業量及び相互の工程の組み合わせ、材料、労力、建設機械等について、総合的に「むり、むら・むだ」のない適正な工期を算定しなければならない。</p> <p>削除</p> <p>2) 工期の算定 工期の設定は、「工期設定要領」に基づき算出することとし、主な内容は次のとおりとする。 工期＝施工に必要な実日数＋準備及び後片付け日数＋休日（土日、祝日、夏期・年末年始休暇）＋降雨（雪）日＋その他の不稼働日</p> <p>削除</p> <p>2 工期の検討 工期を確定するため、次の事項について確認する。</p> <p>1) 用地買収の確認</p> <p>2) 準備及び後片付けに要する日数の算定</p> <p>削除</p> <p>3) 主体工事に関連する主要工程についても、相互の施工順序を勘案して、各工事の施工に必要な日数を確認する。</p> <p>削除</p>	<p>文言の訂正</p>

平成 29 年度 土木工事積算要領及び資料の新旧対照表（平成 30 年 2 月 21 日以降告示案件より適用）

平成 29 年 10 月基準（現行）	平成 29 年 10 月基準（一部改定）	備 考
<p>6) 主体工事及びこれに関連する主要工種の作業工程を基にして、建設機械の使用計画を作成し、使用台数を算定する。</p> <p>7) 主体工事及びこれに関連する主要工種の作業工程を基にして、主要材料の使用日又は月別使用量を算定し、需要供給関係について検討する。</p> <p>8) その他工事の種類により、気温、出水、交通量、夜間作業並びに安全管理、第三者に与える影響、他の工事との関連等特に配慮する必要がある場合においては、作業工程にこれらの要素を十分考慮して工程を作成する。</p> <p>9) 現場条件による交通の障害、騒音規制、夜間工事等の関連について検討する。</p> <p>10) 以上の各項目の検討の結果、総合調整を行って工事全体を施工するために要する日数を算定する。</p> <p>3 その他 工期設定等に関する参考図書として「土木工事積算基準マニュアル（5章 工期の設定）」が建設物価調査会より発刊されているので参考とされたい。</p>	<p>削除</p> <p>4) 主体工事及びこれに関連する主要工種の作業工程を基にして、主要材料の使用日又は月別使用量を算定し、需要供給関係について確認する。</p> <p>5) その他工事の種類により、気温、出水、交通量、夜間作業並びに安全管理、第三者に与える影響、他の工事との関連等特に配慮する必要がある場合においては、作業工程にこれらの要素を十分考慮して工程を作成する。</p> <p>6) 現場条件による交通の障害、騒音規制、夜間工事等の関連について確認する。 <u>以上の各項目を確認した結果、総合調整を行って工事全体を施工するために要する日数を算定するのが望ましい。</u></p> <p>削除</p>	<p>文言の訂正</p>

平成 29 年度 土木工事積算要領及び資料の新旧対照表（平成 30 年 2 月 21 日以降告示案件より適用）

平成 29 年 10 月基準（現行）	平成 29 年 10 月基準（一部改定）	備 考
<p style="text-align: center;">第 16 章 特記仕様書</p> <p>（中略）</p> <p>② 特記仕様書の例</p> <p>（中略）</p> <p>6 凍上抑制層・遮断層に使用するアスファルト再生骨材 I 型（40～0、廃材 100%）は○プラント管理会社○○○○○○(株)から運搬し（プラント渡し）使用すること。</p> <p>7 柵取付管は、硬質塩化ビニール管（ゴム輪受口受け直管、VU管）を使用し、自在曲管は 45R Fを使用すること。</p> <p>8 保安施設については、札幌市土木工事標準設計図集「保安施設設置標準図」に準ずるものとする。</p> <p>9 工事期間には、雨天・休日等を見込んでおり、日曜日・祝日の他、作業期間内の全土曜日を含んでいる。</p> <p>10 取付管の切断・穿孔について</p> <p>1) 下水道本管が鉄筋コンクリート管、鋳鉄管の場合 近接して穿孔する場合は本管管軸方向に芯間距離を 100cm 以上とらなければならない。</p> <p>2) 下水道本管が硬質塩化ビニール管、強化プラスチック複合管の場合 近接して穿孔する場合は本管管軸方向に芯間距離を 70cm 以上とらなければならない。</p> <p>3) 下水道本管がリブ付き硬質塩化ビニール管の場合 近接して穿孔する場合は本管管軸方向に芯間距離を 70cm 以上とらなければならない。 ただし、呼び径 200mm の支管を接合する時は 90cm 以上とする。</p>	<p style="text-align: center;">第 16 章 特記仕様書</p> <p>（中略）</p> <p>② 特記仕様書の例</p> <p>（中略）</p> <p>6 凍上抑制層・遮断層に使用するアスファルト再生骨材 I 型（40～0、廃材 100%）は○プラント管理会社○○○○○○(株)から運搬し（プラント渡し）使用すること。</p> <p>7 柵取付管は、硬質塩化ビニール管（ゴム輪受口受け直管、VU管）を使用し、自在曲管は 45R Fを使用すること。</p> <p>8 保安施設については、札幌市土木工事標準設計図集「保安施設設置標準図」に準ずるものとする。</p> <p style="text-align: center; color: red;">削除</p> <p>9 取付管の切断・穿孔について</p> <p>1) 下水道本管が鉄筋コンクリート管、鋳鉄管の場合 近接して穿孔する場合は本管管軸方向に芯間距離を 100cm 以上とらなければならない。</p> <p>2) 下水道本管が硬質塩化ビニール管、強化プラスチック複合管の場合 近接して穿孔する場合は本管管軸方向に芯間距離を 70cm 以上とらなければならない。</p> <p>3) 下水道本管がリブ付き硬質塩化ビニール管の場合 近接して穿孔する場合は本管管軸方向に芯間距離を 70cm 以上とらなければならない。 ただし、呼び径 200mm の支管を接合する時は 90cm 以上とする。</p>	<p style="text-align: center;">別途表記のため削除</p>

